

議案第51号

令和5年度静岡市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	313,966戸
(2) 年間総配水量	80,533,542 ^m ³
(3) 一日平均配水量	220,037 ^m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道整備費	7,004,824千円

日本平麓ポンプ場外2施設築造工事、清水谷津浄水場集水井築造に伴う配管工事及び管網整備等

送配水管布設	1,370m
導送配水管布設替	26,949m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	12,271,000千円
第1項 営業収益	11,470,601千円
第2項 営業外収益	782,908千円
第3項 特別利益	17,491千円

支 出

第1款 水道事業費用	10,806,000千円
第1項 営業費用	9,905,337千円
第2項 営業外費用	899,663千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,578,000千円は、減債積立金2,207,325千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額571,678千円、過年度分損益勘定留保資金1,513,155千円及び当年度分損益勘定留保資金1,285,842千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	4,092,000千円
第1項 企業債	3,584,000千円
第2項 固定資産売却代金	7千円
第3項 国庫（県）支出金	96,501千円
第4項 他会計支出金	140,922千円
第5項 負担金	270,570千円
支 出	
第1款 資本的支出	9,670,000千円
第1項 建設改良費	7,153,242千円
第2項 企業債償還金	2,316,758千円
第3項 投資	200,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
監視型漏水調査業務	令和6年度	26,093千円
水道料金等クレジットカード収納に係る収納事務運用準備及び納付サイト構築業務	令和6年度	3,738千円
水道料金及び下水道使用料徴収システム機器リース料 (令和5年度分)	令和6～10年度	202,695千円
葵区門屋送水管布設替実施設計業務	令和6年度	15,000千円
丸子新田取水場試験井築造に伴う詳細設計業務	令和6年度	23,000千円
(仮称)馬走ポンプ場実施計画・基本設計業務	令和6年度	14,000千円
(仮称)新中町送水管布設替基本設計業務	令和6年度	30,000千円
庵原配水場柏尾系送水ポンプ改良基本・詳細設計業務	令和6年度	21,000千円
与一取水場4号井取水ポンプ等更新工事	令和6年度	240,000千円
清水区興津清見寺町配水本管布設替工事	令和6～7年度	240,000千円

事 項	期 間	限度額
上足洗一丁目外葵区・駿河区内配水管布設替工事	令和6年度	642,600千円
八坂北二丁目外清水区内配水管布設替工事	令和6年度	496,360千円
巴川右岸第2排水区渋川雨水ポンプ場土木その3工事 (水道事業負担分)	令和6～7年度	17,300千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業	3,584,000千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和5年度 ただし、事業進ちょく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,531,067千円
 (2) 交 際 費 200千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事費用に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、94,104千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,500千円と定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏